

妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書

堺市長様

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請・届出者の情報

		申請日		年	月	日
ふりがな		生年月日		年	月	日
氏名		年齢		職業		
個人番号 (マイナンバー)		電話番号				
現住所	〒					
通知郵送先住所 ※	(現住所と異なる場合のみ記載)					
妊娠届出日		年	月	日	妊娠月数	か月
出産予定日 または出産日		年	月	日		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)					

※妊婦給付認定および給付について、郵送にて通知をお送りします。

現住所と異なる住所に郵送希望の場合は、「通知郵送先住所」にご記入ください。

2. 胎児の数

※給付対象となる今回の妊娠についての胎児の数をご記入ください。

_____人

3. 妊娠に関して診療・胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

4. 妊婦支援給付金の支給

- ① 妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を
- 希望します。
また、他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません（※）。
 - 希望しません（既に申請・受給済み）。
- ② 妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を
- 希望します。
また、他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません（※）。
 - 希望しません。

※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

5. 振込先口座

金融機関名		金融機関コード				本・支店名		支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協						本・支店 本・支所 出張所				
口座種別	口座番号(右詰で記入)					口座名義(カタカナ)				
1 普通・2 当座										

6. 転出時について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に堺市外に転出した場合には堺市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援が必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名日 年 月 日
署名

7. 添付書類

- ・本人確認書類写し（運転免許証・マイナンバーカード表面・在留カード等いずれか一点）
- ・個人番号確認書類写し（マイナンバーカード裏面・個人番号通知カード・住民票（個人番号の記載があるもの）・住民票記載事項証明等いずれか一点）
- ・口座確認書類写し（金融機関名・支店・口座番号・口座名義人が確認できるもの）

（多胎妊娠の場合）

- ・胎児の数が確認できる書類写し
- （母子健康手帳（人数分）・医師による妊娠した子どもの数を証明する診断書等いずれかの写真を添付してください。）